



結
yui

2015. 5. 17 No.63

発行「憲法9条の会つくば」
〒305-0005
つくば市天久保 1-10-12 1-401
TEL080-5888-7824
Fax 029-856-2286

<http://peace.arrow.jp/tsukuba2/>

憲法フェスティバル 2015 開催 9条を世界に発信しよう!

イラク支援ボランティアの高遠菜穂子さんの講演「イラクから見た日本」を聞きました。高遠さんは 12 年間イラクで活動されています。最近は大アラビアの総合病院で、医療支援を行なっておられます。アメリカからは支援の NGO がたくさんイラクに来ていて、2012 年頃は医療支援による平和構築ができるかもという希望が持てたそうです。しかし 2013 年末からイラク政府軍の武力弾圧や空爆が激しくなり、40 万人が避難民になったそうです。



フセイン政権下のイラクでは、人口では少数派のイスラム教スンニ派が権力を握っていましたが、宗派の違いに寛容だったので、スンニ派とシーア派の男女の結婚もされていたそうです。しかし 2003 年にアメリカがイラク攻撃を開始し、政府からスンニ派を追放、イラクの現政権（シーア派）のスンニ派弾圧政策によって、テロや暴力を伴う宗教対立が激化し今日に至っています。

IS の台頭はこのイラクの政権の混乱で国境付近の警備がガラ空きになったことや、初期の IS が「スンニ派狩り」をやめさせると言ったので、住民の一定の支持を集めたことなどが背景にあります。しかし IS は短期間でその本性を現し、人々を弾圧するようになりました。人々を殺し、歴史的建造物を破壊しています。IS はアメリカのイラク戦争の産物です。イラク戦争時、アメリカによって刑務所に入れられていた人達が IS の幹部になっています。

イラクは以前は中東で最大の親日国だと言われていましたが、現在は違います。イラクの人々は日本は平和国家で軍隊もない、と思っていたのに 2004 年自衛隊が完全装備でサマワに来たのを見て驚いたようです。アルジャジーラ（中東のテレビ局）は「平和主義者の戦争」という自衛隊のドキュメンタリー番組を放映したほどです。

安倍首相は「IS と戦う国への人道支援」と大見得をきりましたが、その支援金はイラク軍の武器になる、というのが現地の見方です。「日本の平和理念を国内で言うだけでは現在の状況は変えられません。憲法9条を世界に向けてアクションして下さい。そうしないと日本の平和理念は形骸化してしまいます」と訴えました。（穂積）

水戸で、憲法フェスティバル 2015 が開催されました。約 1350 人が参加し、過去最高となりました。

「9条の会交流会」に参加して

安倍政権は、集団的自衛権行使容認の閣議決定、日米防衛協力ガイドラインの改定に続き、5月中旬以降には「戦争立法（案）」を国会提出し、強行成立を狙っています。このような情勢を受けての交流会、熱気に溢れ、迫力のある発言が多かったです。冒頭、「茨城県九条の会」から9条が危機を迎えている状況を踏まえ、「県内九条連絡会」の設立と6月頃に「決起集会」開催の提案がありました。また、それぞれの会からイベント紹介、新聞意見広告、看板設置の提案、「茨城県九条の会」作成の電光掲示板の紹介もありました。「水戸9条の会」からは、戦争に行く若者づくりを狙っての戦争賛美の教科書採択の動きが報告されました。交流会参加者は約 60 名、17 の会から発言があり、9条守ろうの一点で幅広く手をつなぎ、草の根の力で何としても「戦争立法」を阻止しなければという共通の思いが持てた交流会だったと思います。（武田）

絵手紙・ポスター展、賑やかに

昨年に比べて絵手紙の出展が増え、つくば、牛久、かすみがうら、常陸太田など各地から 32 点の作品が集まりました。優秀賞は牛久の Y さん、入賞は水戸の W さんとつくばの K さんの作品が選ばれました。ポスターは 7 点の作品が集まりました。いずれも力作ぞろいで、多くの方が楽しく鑑賞して投票をしていました。（佐藤）

フェスタ川柳報告

茨城憲法川柳大会の入選作品（10 句）が舞台上で披露、そのうち優秀 3 作品が表彰されました。

九条よシリアに咲けと散った友（S さん）

日光の猿もビックリ秘密法（O さん）

の入選作は、憲法 9 条の会つくば主催の「川柳 9 条教室」（講師太田紀伊子さん）での作品です。そのほか、

教室の呼びかけで応募された 4 名の作品が佳作（20 句）に選ばれました。（野崎）





安倍政権の戦争立法－危機に抗して

いよいよ正念場：「憲法9条の会」が全国で活動を開始してから10年、9条を取りまく状況にはさまざまな変化がありましたが、14年7月に安倍政権が、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定をしてからは、憲法9条の内実は一変しました。

歴代内閣は、曲がりなりにも9条の下で、集団的自衛権は行使できない、としてきました。ところが、この解釈を180度転換し、密接な関係にある他国が攻撃された場合は、その国を助けるために、自衛隊が海外の戦闘地域で武力行使ができる、としました。

そして、15年5月、解釈改憲の結果を具体的な政策に移す「戦争立法」が、いよいよ国会に上程される局面を迎えました。9条を守る一点で運動を続けてきた私たちにとって、存在意義が問われる正念場を迎えました。

戦争立法の骨格：国会で審議される法案は、既存の10本の法律を「平和安全法制整備法案」として一本化したものと、「国際平和支援法案」という新法の2本です。

一括法案は、①集団的自衛権を行使し、他国を守るため海外で武力行使を可能にする「武力攻撃事態法」改正、②日本の安全に影響がある場合、米軍などに弾薬提供を含む支援を、日本周辺に限らず地球規模で可能にする「周辺事態法→重要影響事態安全確保法」改正、③国連決議がなくても、紛争地域での治安維持や人道復興支援などの活動を可能にする「国連平和維持活動(PKO)協立法」改正などです。

また新法は、日本の安全に関係の無い国際紛争でも、米軍などの戦闘を支援するため、自衛隊を随時派遣できるようにする、という内容です。憲法の平和主義が根本から否定され、自衛隊員が海外で殺し殺される可能性が、格段に高まります。

改憲を阻む国民的共同：安倍政権の野望は、日本を中国と対峙する「軍事大国」にすることのようです。歴代政権がためらっていた数々の安全保障関連政策を、異例のスピードで具体化しています。私たちの側も、かつてない国民的共同で立ち向かう必要があります。

全国9条の会では、戦争立法阻止のための具体的な行動を提起しています。それらを参考に列記すれば、①山場を設定し、力が集中できる行動を提起する、②戦争立法の危険性を市民に広く届ける宣伝行動を急ぐ、③くり返し戦争立法の学習会を開く、④戦争立法反対署名簿を持って地域に入り、対話する、⑤発想を転換し多様な立場・分野の人々と戦争立法・改憲反対の共同声明を出し、地域に知らせる、⑥地元の各級議員、市長などを訪ね戦争立法反対を働きかける、⑦地方のマスコミに、戦争立法の危険性の報道を働きかける、⑧諸団体が共同して、集会や統一行動を企画する、などです。海外で武力行使はしないという原則の一点で、大きな共同の輪を！！

(山本千秋 戦争をする国づくりNO@つくば代表)

今の政治に賛同人からもひと言

若者は改憲派？

3・28の半田講演会で気になる話があった。「与党は国民投票の年齢を18歳以上とした。それは若者が改憲に賛成すると絶対の自信を持っているからだ」。そのとき、2・22牛久ピースカフェが思い出された。「高校の日本史は、現代に入る前に時間切れになる。だから若者は‘冷戦’という言葉を知らない。常識が違いすぎて話が通じない」。確かに、アジア太平洋戦争や冷戦の知識がなければ、憲法9条と前文の価値が実感できない。

そう言えば、私の日本史も現代前に時間切れだった。だが、戦争の記憶が生活のあちこちに漂っていた。今その条件はない。だから、戦争を知るには、意識的に学ぶほかないわけだ。近現代史を学び語る。その視点が薄かったことを二つの講演会で痛感した。(N.H)

※今の政治状況について、皆さんからのご意見募集しています。

ファックス、メールでお寄せください。



日本は戦争をするのか—集団的自衛権と自衛隊

3月28日、3.11 さよなら原発つくばアクション&パレード実行委員会主催の「戦争への道を止める学習会」が開かれました。内容の抜粋を紹介します。



集団的自衛権の行使が現実

今日はまず現在進行中の安保法制の内容について、お話をさせていただきます。表にあるのは、今年行われた与党協議の内容です。与党自民党と公明党が去年の7月1日出した集団的自衛権行使の閣議決定を受けて、どのような法律を導いていけば自衛隊が海外で活動できるようになるのか、そのための話し合いが行なわれたわけです。

ここにあげた5つの事項は、与党協議の中で示されたものをわかりやすく簡略化したものです。中でも一番大きな問題点は「集団的自衛権の行使」だと思います。

歴代の自民党政権は、集団的自衛権は我が国が独立国家である以上持っているものだけれど、憲法9条において行使は禁止されている

と言ってきました。ところが今回の集団的自衛権の行使は、密接な関係にある他国が武力攻撃を受け、自国は攻撃を受けていなくても、自国への攻撃とみなし武力をもって阻止する権利があるとしてきたんです。

他国を守るために自衛隊が武力行使するなんていうのは、どう読んでも憲法9条から読み取れないのを、安倍政権は去年の7月にやれる、今まで黒だと言ってきたものを、勝手に閣議決定だけで白だと言い換えてしまった。それをどんな法律に置き換えるかということが今年の与党協議のテーマで、集団的自衛権を可能にするために 武力行使の新3要件を「武力攻撃事態法」「自衛隊法」に盛り込もうとしているのです。

閣議決定では、窮迫性の侵害を加えて、よその国が攻撃を受けた、これによって日本の存立が脅かされた、国民の生命が危機に瀕した、そういう風にその時の政権が判断すれば、これからは外国の戦争であっても自衛隊が戦うことができるようにしますと、そのために自衛隊法と武力攻撃事態法を変えますということなんです。集団的自衛権行使を認めた新3要件は、日本の経済的損失を理由に、どこにでも行って自衛隊が戦争をできるということです。

後方支援には二つの入口がある

次に出てくるのは、「日本の安全を確保するために他国の戦闘を支援する」と、「国際の平和と安定を目的に他国の戦闘を支援する」これは、他国の軍隊に対する後方支援を行なうということです。後方支援というのは、戦争をしている部隊と一緒に戦争をすることは

安保法制

与党合意案の骨子

項目	主な内容	見直す法律
集団的自衛権行使	武力行使の新3要件を条文に過不足なく盛り込む	・武力攻撃事態法 ・自衛隊法
日本の安全確保のために、他国軍の戦闘を支援	日本の平和と安全に重要な影響を与える事態に、米軍と他国軍に対する支援を実施する	・周辺事態法
国際の平和と安定を目的に、他国軍の戦闘を支援	国連決議に基づく、または関連する国連決議があることが要件。国会の事前承認を基本とする	・新法（恒久法）制定
PKO 以外の国際的な平和協力活動に参加	派遣はPKO参加5原則と同様の厳格な参加原則による	・PKO協法力
武力攻撃に至らない侵害への対処	日本の防衛に資する活動に従事する米軍と多国籍軍の武器等を自衛隊の防護対象とする	・自衛隊法

武力行使の新3要件

- (1) 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、
- (2) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時に、
- (3) 必要最小限度の実力を行使すること

なく、必要なものを届けてあげる、例えば武器、弾薬、燃料、食料、その国のものでも、自衛隊のものを提供するのでもいい、それを後方支援といいます。

日本の近くでアメリカが戦争をする、この戦争を放置した場合、我が国の戦争に発展しかねないような事態になることを「周辺事態」と名付けて、「日本が憲法の範囲内でアメリカの戦争の後方支援をする」ということを定めた法律「周辺事態法」が1999年に施行されています。今回の与党協議で、このような日本の平和と安全に関わるような事態は、必ずしも日本の周辺で起きるとは限らない、そこで戦うのはアメリカだけでは限らない、というように地理的な範囲、支援する相手を無限に拡大した。これからは「重要影響事態」という、よくわからないような言葉をもとに、世界中のどんな地域でもどんな国に対しても、「日本の平和と安全が脅かされた」と時の政権が判断すれば、自衛隊が出て行って戦争を手伝うことができるということです。

その下の「国際の平和と安定を目的に他国軍の戦闘を支援」というのは法律がないんです。恒久法として対処しようとしています。周辺事態法の改正案とどう違うかといいますと、これは武力行使を認める国連決議、もしくは関連する国連決議があれば、自衛隊がそこへ出て行って相手国、他国軍隊への後方支援ができる。実はやることは、周辺事態法を変えてやることと、恒久法を作ってやることは同じなんです。ただ入口が違う。日本の平和と安全だったら周辺事態法を改正した法律、国連決議がある場合は恒久法、これこそ

がまさに切れ目のない対応なんです。

要するに、どっちの理屈であっても、自衛隊が外国の軍隊への後方支援ができるようにするというのが、今回の法整備の真骨頂だといえます。

人道復興支援に隠された真意

特にこの国連決議というのがくせものなんです。例えばイラク戦争の時は、イラク特別措置法という期限付きの法律をつくってアメリカの軍隊や他国の軍隊に対して支援を行なおうとしました。このイラク特措法の第1条には国連決議678、687、1441の3本が列挙されていました。国連決議678は1990年にイラクがクエートに進行した際に「出て行きなさい」という決議です。687というのは撤退した後のイラクに対して徹底的な査察を行うことを求めた1991年の決議です。1441だけは新しい。2003年、当時大量破壊兵器を隠し持っている、というアメリカの一方的な言い分に、国連がちゃんと裏付けするため「査察を受け入れなさいよ」とイラクに対して求めた決議です。

よく見てみるとこれらは、どれ一つとして武力行使を認めた決議ではありません。国連から武力制裁を求める決議なんてほとんど出ません。国連常任理事国5か国の利害が一致しないからです。だから関連決議でいいんだ、と言っているわけです。

「PKO以外の国際的な平和協力活動」イラクで行なわれた活動が実はこれに入ります。PKO協力を改正して何をやるのかというと、人道復興支援をやると。言葉だけ聞けば美しいけれど、例えばアメリカが嘘をついて始めたイラク戦争には、戦争の正当性はないですよ。けれども我が国はアメリカの戦争を世界に先駆けて支持表明しました。小泉純一郎首相のときです。これに対してアメリカからはブーツ・オン・ザ・グラウンド、自衛隊を出せ、と言われたんで、2003年7月にイラク特別措置法という法律をつくって、陸上自衛隊を派遣する。派遣された陸上自衛隊はアメリカの後方支援をやったわけではありません。水をつくって地元の人に提供したり、道路をなおしたり、地域診療所を立て直したりしました。

なぜこの法改正をやるのか。アメリカのような大国が戦争をして、国連決議もない、日本の平和と安全にもあまり関係ない、だけど出さなきゃいけないという時、人道復興支援なら出せるだろうというわけです。

グレーゾーン事態こそが集団的自衛権の行使に！

一番最後の「武力攻撃に至らない侵害への対処」、皆さん「グレーゾーン事態」というのは聞いたことありますか。今回安倍政権がどんな事態を想定しているかというと、例えば離島に武器を持った外国の兵士が入ってきて占領してしまう、だけど武力行使はしない、ただ出て行かないだけ。あるいはどこかの国が弾道ミサイルを打とうとしている、打とうとしているけど打たない。そのような事態を「グレーゾーン事態」と言って、その時警戒監視のために出てくるアメリカの船などを守ることにしましょう、というものです。

これは実に巧みなテクニックで、去年7月の閣議決定の前の与党協議では、アメリカの艦艇を守ることは集団的自衛権の行使に入ると言っていた。それが今回は武力行使の一番程度の低いところに入れている。警戒監視をするアメリカの船を守るため、自衛隊法95条、外国の軍隊から自衛隊が襲われた場合、現場の指揮官の判断で武器を使ってこれを食い止めることを認める正当防衛・緊急避難を利用しようと。自衛隊が外国の軍隊、米軍の船を正当防衛・緊急避難を理由に守ることができる、ということに広げているのです。

正当防衛・緊急避難は自分の身が危ないから守ることができるというもので、外国の船を守るのは正当防衛じゃない。集団的自衛権なんです。一番武力行使のハードルが低い所に、実は集団的自衛権の行使が入っている。めちゃくちゃです。どうして正当防衛・緊急避難でアメリカの船を守るができるんですか。

安保法制ができれば…

法律ができるということは、自衛隊に役割を与えるということになります。自衛隊はその役割を果たすために、武器、人員、そして部隊を編成しなければいけなくなる。これから海外に出て行って色々なことをさせられるのであれば、当然もう少し人も金もほしいということになります。安倍政権になって防衛費は3年連続で増えましたが、今後はそんなもんじゃないです。おそらく3年後には1兆円単位で増えていかないとこれらの法律を実行するための自衛隊にはならない。

1兆円ものお金はどう考えても出てきませんから、消費税を再来年の4月に10%にして、そう遠くない将来には12%、13%、15%と増やさざるを得ない。と同時に社会保障費など弱者からさらにお金を削っていくと自衛隊の活動経費は出てこないの、次の段階として行なわれていくことになります。

一斉地方選挙が終わったら「集団的自衛権の行使について国民のご理解が得られました」と言って法律を出してくる。枝葉も入れると14本の法案が5月20日過ぎに出てきて、会期末6月24日ですよ、わずか1カ月足らずの間に一気に呵成に成立させる。そうすれば自衛隊は法律によって武力行使が認められる。安倍さんの言う通り「わが軍」になるんです。

安倍政権の暴走を止めるには

安倍政権の暴走を止める手段は、本当に細い道しか残されていない。やはり選挙で自民党を勝たせないということ、それしかないんです。今回、ほとんど憲法改正したのと同じくらいの法律ができてしまう。これを止めるためには、国民があなたを支持しないという態度を表明する以外にない。一つは来年7月の参議院議員選挙で自民党を大負けさせる。あとは自衛隊に対して無茶な命令が出ないように圧力を掛け続ける。法律が通ってしまってもそれが実施されないような方法を考えていかなければならない。選挙を勝たせない、市民運動を強めていく、このこと以外に安倍暴走を止める手段はないと思います。（文責：塩川）

当会では原則第1日曜日に定例署名行動、6日に秘密保護法廃止を求めるロック行動、9日に9の日署名を西武前で行なっています。
また直接個人署名を頂いております。ご協力に感謝致します。皆さまのご参加お待ちしております。

「憲法9条の会つくば」の活動から



◆賛同人 2015年5月10日現在
総数916名 (市内667名)
◆9条署名 5月10日現在 15,888筆

2015年つくば 中央メーデー

5月1日、青空のもと新緑に囲まれたつくば中央公園で第86回「つくば中央メーデー」が開催されました。和太鼓演奏で開会し、主催者代表、小瀧実行委員長の挨拶では、メーデーの原点でもある「8時間労働制」を破壊する「残業代ゼロ法案」が今国会で成立させられようとしている等の報告がありました。決意表明は6団体からあり、当会の三浦代表は「憲法9条を無きものにしようとする動きは到底許すことができない」と力強く訴えました。プラカードコンクールにも多数の出展がありました。残念ながら当会からは今回出展できませんでした。集会後、「憲法9条守れ」「日本を戦争する国にするな」「消費税増税反対」…等々を唱和しながらデモ行進しました。集会の参加者は38団体、約800名とのことでした。最後は、アトラクションの歌声、楽器演奏を聞きながら、各団体毎に木陰に陣取り、お弁当を食べながらの交流も楽しそうでした。今年は、9条の会からの参加者は少なかったのですが、来年はもっと多くの参加を呼びかけられたらいいなと思いました。(武田)



必要がないというようなお話がありました。川柳が権力と一番離れているという指摘がありました。選句にお時間が十分でない中、天・地・人の3作、5-5の5句、佳作35句を紹介されました。持ち帰って選句をして頂けることになりました。佳作以上の結果は、後にリストアップして参加者にお知らせする予定です。「つくばね川柳」誌への掲載は、憲法フェスタの投稿と重複しないように6月号に掲載されるとのことでした。太田先生から「またやりましょう」との声を頂きました。(野崎)

県南地域9条の会 交流会報告

2015年4月5日(日)、いばらきコープ土浦で、5.3の憲法フェスタの実行委員会が行なわれ、それに続けて開かれました。参加9条の会は次のとおり、カッコは参加人数です。研学9条(2)、阿見9条(1)、牛久9条(1)、龍ヶ崎(1)、土浦9条(2)、つくばみらい9条(2)、取手9条(1)、茨城県9条(1)、つくば9条(3)、また憲法フェスタ実行委員長の田村氏(憲法ネット)が引き続き同席されました。(参加者15人)

1 県南地域9条の会の活動の様子や予定が詳しく紹介されました。県9条の会や田村氏のコメントとして、県内各地9条の会の情報を全県に伝える体制が弱いので、そういうシステムを作る必要が述べられました。

2 全県的に取り組みたい行動について

- 全県の「9条の会」の共催で、大きく憲法講演会を開催しては？(例；11月3日、大江健三郎氏など)
- 全県の9条の会による「交流会」を早めに持つ。
- 全県9条の会が、毎月「戦争立法」に反対する統一行動を行なう。
- 全県の9条の会による新聞意見広告。
- 茨城県議会に、憲法の早期改正を求める意見書を出した10人の県議に、その選挙区の住民による抗議葉書運動などをしてはどうか？

3 ブロック別の行動案について 県北、県央、県西、県南の4ブロック(鹿行地域を分けると5ブロック)別に交流会を開いてはどうか。(県9条の会が支援)ブロックで行う活動を、県9条の会及び他のブロック9条の会に伝える。(情報共有)ブロック交流会の際は、まだ9条の会がない市町村に働きかける。

4 県9条の会に要望したいこと 事務局会議で上記提案を検討後、県内の各9条の会に具体的提案をし、5・3憲法フェスティバルの9条テント会合で提案、6月中旬までには全県9条の会交流会を開催すること、8・15および11・3行動についても具体化できるよう要望する。(三浦)

川柳教室 報告

3月29日に行なわれた川柳9条教室は盛況でした。参加者22名、他講師の太田紀伊子さんと本庄静光さん、計24名でした。太田さんの川柳の成り立ちや川柳とはのお話は30分、その後20分間で川柳実作、実作総計60句にのぼりました。

太田さんが選句の間、本庄さんが川柳のような俳句や俳句のような川柳の例をあげながら、あまり区別をする

行動予定

- 6月6日(土) 秘密保護法に反対するロック行動
- 9日(火) 9の日署名(時間未定) 西武前
- 19日(金) 事務局会議9:30~松代交流センター(予定)
- 7月6日(月) 秘密保護法に反対するロック行動
- 9日(木) 9の日署名(時間未定) 西武前
- 19日(日) 定例世話人会 10:00~「結」64号発行 並木交流センター(予定)

那須南9条の会 発行
「もう戦争はこりごりだ」
一戦禍を生き抜いた
おじいちゃん、おばあちゃんの証言集

那須南9条の会の証言集を読みました。

★フィリピンや東南アジアで戦わされた方の中には、わずか16歳で招集され、日本軍による捕虜虐殺を目撃したり、山中を獣のように食料を探し現地の家を略奪したり、戦闘で今隣にいた仲間が迫撃弾で吹き飛ばされたり、敗戦で捕虜となっても酷い生活を送ったりという体験が綴られています。これらの方達は、幸運にも生きのび、長く語らなかった体験を9条の会の呼びかけにこたえて口を開いたのです。歩兵となった場合、飛行機乗りになった場合、海軍勤務だった場合で、運命が大きく分かれられました。輸送機勤務の方は、若い優秀な飛行機乗りの若者を「桜花」という特攻機に、輸送機のハッチを開き乗り込ませ辛い別れをした体験を語っています。「桜花」は乗る兵士に非人道的な兵器の上、優秀な操縦者でなければ体当たり攻撃ができないという代物でした。

★当時の国家は、兵士の命を消耗品のように考え、天皇の子として命を捨てよと教え、しかも南東アジアに展開した陸軍兵士には、十分な食料を持たせず、現地調達（略奪）しかない作戦を強いました。さらに、「生きて虜囚の恥ずかしめを受けるな」というのですから、最後は抜刀して切込むか手榴弾をもって戦車に突撃するしかないようにしむけられたことが良く分かります。軍隊内の上官による部下への制裁は、天皇の代わりに殴るというのですから、反抗できません。その反感が噴き出すのは、敗戦後、日本に帰る船の中です。部下をいじめた土

官は、かつての部下たちに復讐され危うく海に放り込まれるという状況も話されます。もう二度とあのような戦争はすべきでないとお話を結ばれます。

★女性たちも大変でした。看護士として陸軍に召集された方達の苛酷な体験。また「結」39～41号にですが、侵略した満州に、そこが日本の土地であることの証のために渡満させられ、敗戦時には、日本人に「略奪された」自分たちの土地と財産を取り戻そうとした現地の人たちに襲撃され命を捨てるようにして帰郷した女性が証言しています。国内では、敗戦間際の東京大空襲や食料難の体験が語られます。銃後の守りとして、情勢は何も知らされず、本来兵士に与えられた「軍人勅諭」と同じ義務を課されたことがわかります。若かった女性達は、戦争中はこれに何の疑問も持たず、軍国少女として耐えたのです。憲法に不戦が明記され平和な日本になり、彼女達は、先の戦争の意味のなさ平和の尊さを身体の芯から感じて子ども達に体験を伝えようと証言をしました。(M)

結 62号印刷版の4頁YWCA講演会の講師名は「西原美香子さん」でした。お詫びして訂正します。

「9条つくば」は今年で10周年
戦争体験を若い世代に語りつく冊子を作りましょう!

創刊からの「結」のバックナンバーをみると、30数名の方がご自分の戦時体験を語りあるいは寄稿されています。これを活かして冊子を発行したいと考えています。戦争体験をされた方をご存知の方は情報の提供をお願いします。高校生中学生など若い方にこれらの体験者にインタビューしてもらい、70年前までに起きた「戦争」について実感した感想を盛り込みたいとも考えています。また、冊子作りは面白そう、やってみようという方は、事務局までお知らせください。(M)

インフォメーション

◇戦時下の現在を考える講座 フォー・ビギナーズ

日時：5月24日(日) 14:00～16:00

場所：春日交流センター小会議室

テキスト『9月、東京の路上で—1923年関東大震災ジェノサイドの残響』資料代300円

連絡先：戦時下の現在を考える講座 080-5459-9576 (鈴木)

◇憲法9条牛久の会講演会「集団的自衛権」は真の平和をもたらすのか?

日時：5月30日(土) 13:30～16:00 (開場 13:00)

場所：牛久市中央学習センター 大講座室

内容：「海外ボランティアの現場からみえた9条の価値」長谷部貴俊(日本国際ボランティアセンター事務局長)、集団的自衛権行使を具体化する「安保諸法案」の問題点/長瀬佑志(弁護士) 資料代：300円/連絡先：石毛 TEL029-872-2707

◇第18回講演と対話の集い 憲法9条を根底から覆す「戦争立法」と改憲の暴走を止めるために

日時：6月7日(日) 13:30～16:30

場所：つくば市小野川交流センター・会議室

内容：賛同人および周辺の方々によるパネリストと飛び入り発言、出席者全員参加の「討論集会」

連絡先：筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 TEL/Fax029-847-3884

◇講演会「原発事故から4年 福島の医師として今伝えたいこと」

講師：齋藤 紀氏 (医療生協わたり生協病院医師)

日時：6月14日(日) 14:00～16:00

場所：国立病院機構 霞ヶ浦医療センター講堂

参加費：一般500円 学生無料 駐車料金：100円

主催：ニコエコデコ「核戦争を防止し平和を求める茨城医療人の会」090-6718-7755 (高橋)

◇第55回茨城県母親大会

日時：6月28日(日) 10:00～16:30

場所：茨城県立勝田高校

記念講演「メディア漬けで壊れる子どもたち—スマホ社会の落とし穴」清川輝基さん(NPO法人子どもとメディア代表理事)

主催：茨城県母親大会実行委員会 TEL029-824-8949

◇第35回つくば市母親大会

日時：7月12日(日) 10:00～15:30

場所：市民ホールつくばね

記念講演：「俳優として人間として」宝田明さん(俳優)

主催：つくば市母親大会実行委員会 TEL029-852-4118

◇阿見町九条の会結成2周年記念講演会

日時：7月19日(日) 14:00～16:00

場所：阿見町本郷ふれあいセンター

講師：川口創弁護士(2008年イラクへの自衛隊派遣違憲判決時の訴訟弁護団事務局長)

演題：海外武力行使と日本の未来(仮題) 資料代：500円

連絡先：TEL 029-802-7415 (中山)